

令和6年3月31日

保護者各位 (1号認定)

松前町長 田中 浩介



令和5年度施設型給付費の法定代理受領について（お知らせ）

保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より本園の活動に格別のご協力をいただきお礼申し上げます。
さて、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始され、本園に入園する際に、お住まいの自治体から施設型給付費の支給認定を受けることになりました。この施設型給付費は、教育を受けるために要する費用を自治体が保護者の皆様へ支給し※1、保育料と合わせて施設にお支払いいただくものですが、本町の町立幼稚園の利用につきましては、保護者負担の保育料のみお支払いいただくことになっていますので、施設型給付費の支給はありません。ただし、新制度の趣旨に則り、施設型給付費に相当する額を保護者様にお知らせします。

※1 私立施設を利用する場合の施設型給付費は、保護者の皆様に代わって施設が代理受領しています。

【施設型給付費（相当額）の算定方法】

- ① 令和5年度の入園期間を確認します。
- ② 入園期間の「1人当たりの教育に要する費用の額」の区分に記載されている額を合計します。【A】
（月途中入退園の場合、該当月の額を20日で除して入園日数（20日以上の場合は20日）を乗じて10円未満切り捨て。）
- ③ 令和5年度中に納めた利用者負担額（保育料）を合計します。【B】
- ④ Aの額からBの額を控除した額が令和5年度の施設型給付費です。（施設が代理受領した額）【C】

（1人当たりの教育に要する費用の額）											単位：円	
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4歳以上児	46,410	46,320	46,320	46,410	46,410	46,410	46,510	46,510	46,510	46,510	46,510	46,510
3歳児	63,510	63,420	63,420	63,510	63,510	63,510	63,610	63,610	63,610	63,610	63,610	63,610

※年度の初日の前日における満年齢で区分しています。

（算定式）

「1人当たりの教育に要する費用の額」の合計【A】 − 保育料【B】 = 施設型給付費（相当額）【C】

（備考）

お問い合わせ先

松前町 保健福祉部
子育て支援課 保育幼稚園係
TEL：（089）985-4116